

ひたちおおたお知らせ版 号外 3

発行 常陸太田市 / 編集 情報政策課 (〒313 8611 常陸太田市金井町 3690 72-3111 内線 303・304/FAX72-3002) 市ホームページでもご覧になれます。

一日でも早く常陸太田市の元気を取り戻すために、共に頑張ってください。
常陸太田市長 大久保 太一

被害を受けた住宅等の修繕に対し、市独自の災害支援金を支給します。

常陸太田市東日本大震災被害対策支援制度

対象 本市に居住している方で、今回の震災により住宅および同一敷地内の物置等が損壊し、専門業者による修繕等の費用が 20 万円以上となる方

* 被災者生活再建支援金に該当する場合は対象になりません。

支給額

住宅 修繕費用の 1 / 3 以内 (限度額 20 万円)
物置等 建替えまたは修繕費用の 1 / 3 以内 (限

度額 10 万円)

* 修繕等費用が 20 万円未満の場合は、住宅は 3 万円、物置等は 2 万円の範囲内で見舞金を支給します。

必要書類等

「対象工事の見積書」または「領収書の写し」
「対象工事の施工箇所の写真」または「り災証明書」

申請期限 9 月 30 日金

問総務課 (内線 339)

民間賃貸住宅入居者への家賃等助成

対象 震災で住宅が全壊、大規模半壊または半壊の災害認定を受け、家屋を取り壊さざるを得ないと判断された世帯で、市内の民間賃貸住宅に入居された方および入居を予定している方

内容 家賃、敷金、仲介料にかかる費用を助成

助成期間 原則として入居日から 6 カ月間 (延長可)

必要書類等 り災証明書、契約書等、身分証明書 (運転免許証等)、預金通帳の写し、印鑑

申請期限 5 月 2 日月

問都市計画課 (内線 242)

被災者の方を対象に市営住宅の一時入居者を募集

対象 本市に居住している方で、今回の震災により住宅が全壊、大規模半壊または半壊の災害認定を受けた方

募集戸数 中の町団地 (上深荻町) 5 戸、みどり団地 (小中町) 2 戸、大中宿上団地 (大中町) 1 戸、中染団地 (中染町) 2 戸、松平団地 (松平町) 1 戸

入居条件 入居期間は 1 年間以内、家賃・敷金・連帯保証人は免除

必要書類等 り災証明書、印鑑

申請期限 5 月 2 日月

問都市計画課 (内線 242)

住宅に関する支援

被災者生活再建支援金について

住居に被害のあった方に対し、下記のとおり支援金が支給されます。現在、り災証明書を申請している方で、この支援金に該当する方には、り災証明書とあわせて申請書を送付します。

基礎支援金

区分	支援金額		備考
	複数世帯	一人世帯	
全壊	100 万円	75 万円	大規模半壊の場合で、解体をしたときは、追加金が支給されます。
解体(半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円	
長期避難	100 万円	75 万円	
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	

申請期間 災害のあった日から 1 年 1 カ月の間

加算支援金

区分	支援金額		備考
	複数世帯	一人世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円	賃貸住宅の場合で、建替・補修をしたときは、追加金が支給されません。
補修	100 万円	75 万円	
賃貸住宅(公営住宅入居者を除く)	50 万円	37.5 万円	

申請期間 災害のあった日から 3 年 1 カ月の間

必要書類 り災証明書、住民票、預金通帳の写し

* 大規模半壊・半壊に伴い解体した場合は、滅失登記簿謄本・敷地被害に係るり災証明が必要です。

問総務課 (内線 339)

災害見舞金について

県・市 住宅が半壊した世帯に、県から 3 万円が支給されます(被災者生活再建支援金の対象とならない方)。また、震災により全治 1 週間以上のけがをされた方には、

市から見舞金が支給される制度があります。

問総務課（内線 339）

災害援護資金の貸付について

対象 住居・家財の被害金額が概ね 3 分の 1 以上の損害があった方 / 療養の期間が、概ね 1 カ月以上である世帯主の負傷

内容 損害の程度に応じて、150 ~ 350 万円までの資金を貸付（所得制限あり）* 償還期間は 10 年、据置期間は 3 年、据置期間中は無利子、その後年利 3 % 必要書類等 り災証明書、診断書、保証人

申請期限 6 月 30 日木

問総務課（内線 339）

生活福祉資金貸付（住宅補修等）について

対象者 市内に住所を有する低所得・障がい者・高齢者世帯

貸付内容 住宅の補修に必要な経費（住宅改修費）災害を受けたことにより臨時に必要な経費（災害援護資金）* 貸付限度 250 万円、無利子

問市社会福祉協議会（ 73-1717 ）

災害復興住宅融資について

内容 木造住宅 1,400 万円、耐火住宅 1,460 万円などの資金を貸付（詳細はお問い合わせください）

* 固定金利年 1.77 %

問独立行政法人住宅金融支援機構（ 0120-086-353 ）

木造住宅耐震診断士派遣について

対象 市民が市内に所有する木造住宅で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し階数が 2 階以下のもの（延床面積 30 ㎡以上）

内容 耐震診断士による診断（個人負担 2 千円）
受付期間 6 ~ 7 月（詳細は後日お知らせします）

問都市計画課（内線 240・234）

木造住宅耐震改修助成について

対象 市民が市内に所有する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅で、今回の震災で破損したことにより改修を行う場合（耐震診断士または建築士等の作成した設計図書等に基づく耐震改修に限る）

助成内容 耐震改修計画に要する経費の 1/3（上限 10 万円）耐震改修工事に要する経費の 1/3（上限 30 万円）

受付開始 6 月 20 日月

問都市計画課（内線 240・234）

木造住宅等建築助成について

対象者 市内に自らが居住する住宅を新築または増築する方 / 物置等を新築または増築する市内に居住の方
助成要件 新築または増築に用いる木材量の 2 分の 1 以上が地域材であり、住宅物置等の建築工事完了後速やかに入居または使用すること

助成額

住宅 床面積 1 ㎡につき 5 千円（限度額 30 万円）

物置等 床面積 1 ㎡につき 3 千円（限度額 15 万円）

問農政課（内線 614・615）

税・料金に関する支援

軽自動車税の減免について

対象車両 地震等の被害を受け平成 22 年度中に廃車できなかった車両で、申請期限までに廃車証明書を用意できる車両

必要書類等 廃車証明書、軽自動車税納税通知書（5 月 13 日金発送予定）運転免許証、印鑑

申請期限 5 月 24 日火（納期限の 7 日前）

問税務課（内線 211・213）

* 市民税、固定資産税、都市計画税等の減免については、引き続き検討を進めております。

水道料金（上水道・簡易水道）の減免について

4 月分の水道料金（5 月支払い分）を減免します。

内容 基本料金を全世帯一律に半額にします。4 月の検針水量が前月を上回っている場合には漏水があるとみなし、前月の検針水量で料金を算出します。

問水道総務課（内線 511）/ 簡易水道課（85-1123）

福祉・教育に関する支援

国民年金保険料の免除について

今回の震災により、住宅、家財、その他の財産について、概ね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合は、全額免除となります。

申請期限 7 月 29 日金

提出書類 免除申請書、被災状況届

問保険年金課（内線 117・118）

後期高齢者医療保険料の減免について

今回の震災により、住宅、家財、農作物等に著しい損害を受け、保険料を納めることが困難な場合は、減免となります。

申請 随時

提出書類 免除申請書、り災証明書（家財については被害の程度がわかる申立書）

問保険年金課（内線 117・118）

病院等での自己負担金の支払い猶予について

対象 市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方

内容 今回の震災で住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方が、病院等で診療を受けた場合、当面、5 月までの診療分、調剤分及び訪問看護分の費用については、5 月末日まで支払いが猶予されます。

* 被災により健康保険証を失った方も病院にかかれます。

問保険年金課（内線 112・117）

保育園保育料の減免について

対象者 今回の震災により被害が著しく多額となり、保育料が支払えない状況の方

必要書類 保育料減免申請書、り災証明書

問子ども福祉課（内線 146）

緊急小口資金貸付について

対象者 市内に住所を有する世帯および県外から茨城県内へ避難されている方で、1カ月以上県内に居住希望する方

貸付内容 被災者で当座の生活費を必要とする世帯への貸付金 原則として10万円(無利子)

*内容により20万円以内

据置期間 貸付から1年以内

償還期限 2年以内

問市社会福祉協議会(73-1717)

農・商・工業に関する支援

東北地方太平洋沖地震特別対策融資について

対象

市町村長等から東北地方太平洋沖地震に係るり災証明を受けた事業所等

東北地方太平洋沖地震の影響により地震発生後1カ月当たりの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少している、または5%以上の減少が見込まれる事業所等

融資限度額 設備資金、運転資金 各8千万円ほか

必要書類等 り災証明書

問市商工会(72-5533)/商工観光課(内線621)

農業者への資金貸付について

系統農業災害資金(つなぎ資金)

融資限度額 500万円

償還期間 5年以内(内据置期間1年以内)

貸付金利 無利子

問茨城みずほ農業協同組合(72-9111)/農政課(内線611・612・614・615)

その他

り災証明の申請受付について

災害により住宅が被害にあった場合(塀、物置を除く)に、保険の請求や税の減免、被災者生活再建支援制度の申請、各種見舞金などを受けるために必要となるときがあります。加入している保険会社や市役所にご相談ください。

なお、手続きにはある程度時間がかかりますので、緊急で修繕をしようとする場合は、必ず事前に被災状況の写真を撮っておいてください。

問市災害対策本部(内線323・341・360)

市民生活相談窓口

住宅、福祉、教育、税務など全般にわたる総合的な相談および案内を行います。

とき 午前9時~午後4時

ところ 市役所本庁1階市民相談窓口(72-3111)

金砂郷支所金砂郷市民生活課[金砂郷保健センター](76-2116)

水府支所水府市民生活課(85-1119)

里美支所里美市民生活課(82-2765)

これらの支援制度の利用に際しては、被災状況の写真や復旧に要した経費の領収書が必要となる場合がありますので、必ず保存しておいてください。

節電にご協力ください

今回の震災については、私たち市民も多大な被害を受けておりますが、その中にも私たち一人ひとりがすぐに支援・協力できることはたくさんあります。その一つが「節電」です。

今回の地震により、電力需給のバランスが極めて厳しい状況にあります。家庭や事業所で市民一人ひとりが最大限の節電の努力をすることが、安定した電力の供給と今後の復興につながります。皆さんの節電へのご理解、ご協力をお願いいたします。



災害義援金を受け付けています

常陸太田市では、東日本大震災により被災された市民に対する義援金を受け付けております。お寄せいただいた義援金は、地震による被災市民の支援に活用させていただきます。

ご持参いただく場合 常陸太田市役所出納室の窓口にお持ちください。*受領書はその場で発行いたします。

お振込みいただく場合 お手数でも、お名前、ご住所、ご連絡先、義援金の額、受領書発行のご希望、氏名・金額公表の了承について、次のいずれかの方法で出納室へご連絡いただき、お振込みください。

電話 0294 72 3111(内線124・125・129)

Eメール suito1@city.hitachiota.lg.jp

*申込書は市ホームページからダウンロードできます。

【振込先】

ジョウヨウ オオタ
常陽銀行太田支店 口座番号(普通)1595761

ヒタチオオタシサイガイギエンキン
口座名義 常陸太田市災害義援金

*常陽銀行本店および各支店の窓口からのお振込みについてのみ、手数料が無料となります。

*受領書の発行を希望される方には、受領書を送付いたします。受領書は、寄付金控除等を受けるために使用することができます。

問出納室(内線124・125・129)

生活関連の情報(4月15日金午前9時現在の市の状況をお知らせします)

ごみの収集	臨時のゴミステーションを設置 対象物(個人で持ち込むものに限る) 壊れた家具・ガラス・ビン・陶器類・瓦・コンクリートブロック・大谷石・壁材など *搬入するときは材質別に分別の徹底をお願いします。 とき 当分の間 午前9時~午後4時 ところ 市清掃センター/瑞竜中学校東側国道349号沿い(大谷石のみ)/久米浄化センター(南中学校北側)/旧水府中央公民館/里美運動公園駐車場/宮の郷工業団地内(木くずのみ) *専門業者の産業廃棄物については受け入れません。 *旧水府中央公民館と里美運動公園駐車場へは、事前に問い合わせの上、搬入してください。 問環境政策課(内線109・110)/金砂郷市民生活課(76 2116)/水府市民生活課(85-1119)/里美市民生活課(82-2765)
公共施設の状況	金砂郷支所は、金砂郷保健センター(76-2111 こどもセンター北側)へ移転しました。ただし、戸籍事務は本庁で取り扱っていますが、4月25日月からは金砂郷支所での取り扱いを開始いたします。文化・体育施設については、パルティホール大ホール、梅津会館会議室、郷土資料館分館、交流センターふじ、山吹運動公園市民体育館は利用できません。
交通機関等	市民バス 通常運行または一部迂回運行 *停まらない停留所があります。問企画課(内線314) 日立電鉄・茨城交通路線バス 一部迂回運行 *停まらない停留所があります。 問日立電鉄日立南営業所(52-4029)/茨城交通太田営業所(72-2191) みどり号 通常運行または一部折り返し運行 JR 水郡線太田線 水戸~常陸太田間は運行を再開いたしました。 乗合タクシー 通常運行
原子力関係	放射線測定数値 福島第一原子力発電所の事故による、茨城県の放射線測定局の数値は、現在のところ健康に影響のあるレベルではありません。 水道水の検査結果 (4月12日火現在) 市の水道水は、現在のところすべて安全です。1歳未満の乳児を含めてすべての方に飲んでいただいて問題ありません。 農畜産物等の状況 (4月12日火現在) 茨城県産の農産物等については、暫定規制値を下回っており、ハウレンソウ、カキナ、パセリを除き、安全性が確認されています。なお、原乳については出荷制限が解除されました。また、ハウレンソウについても、測定結果により近く出荷制限が解除される見込みです。 水田の状況 市内水田において採取した土壌の放射性物質の濃度は、基準値を大きく下回っており、水稻の作付けには問題ありません。作付けに伴う水の供給は、里川堰は4月下旬、辰ノ口堰は5月下旬を見込んでおります。問里川堰土地改良区(72-0557)/辰ノ口堰土地改良区(72-1180)
イベント	「がんばっぺ里美2011春」を開催します とき 5月3日火午前9時~午後3時 ところ 里美ふれあい館イベント広場 内容 特産物即売会、ステージイベントなど 問がんばっぺ里美実行委員会事務局(090 3914 5337 白石) 中止になったイベント [4月23日~5月15日]第23回竜神峡鯉のぼりまつり(竜神大吊橋は通常どおり渡橋できます)/[5月29日]第48回粟原釣り場釣り大会
観光施設	観光施設、直売所、温泉施設などは、プラトーさとみを除き通常どおり営業しています。
その他	野焼きの禁止 大変危険ですので、たき火をしたりごみを燃やしたりするのは、絶対にやめましょう。 防災行政無線の内容を電話で聞くことができます 「ぼうさいひたちおた」 72-8989(通話料がかかります)*携帯電話からは市外局番0294からダイヤルしてください。 広報物等の配布 4月25日月から、広報物等の全戸配布・回覧を再開いたします。なお、「広報ひたちおた4月号」は、4月25日に発行いたします。

常陸太田市災害対策本部(72-3111 内線 323・341・360)

*地震対策に関する様々な情報を、市ホームページの「緊急情報」と「お知らせ」で提供しています。